

世紀東急工業株主総会 株主総会議事発言要旨

日時：2020年6月23日10時～11時

場所：メルパルク東京

冒頭に議長（平社長）から、独禁法違反行為について説明、陳謝

議長より、出席者等の報告

株主数 6203 名 議決権数 402474 個

出席 2263 名（事前の議決権行使含む） 議決権数 345700 個

議長より、報告事項及び決議事項の説明

株主提案者（ストラテジックキャピタル 丸木）から、株主提案の補足説明

1. 資本コストの開示（第4号議案）

資本コストの開示については定款に記載しなくても、当社が自ら開示していただければ良いと考えている。しかし、当社の取締役会の皆さんは、資本コストについてよく理解されておられないのではないかと懸念する。去年の取締役会の反対意見も「資本コストの開示については、株主様や投資家との対話の内容なども踏まえつつ、公表の是非、時期、方法等を含め、取締役会において慎重に検討したうえで、決定すべき事項である」

と記載されている。今年も同様に取締役会において「取締役会において慎重に検討したうえで決定すべき」と反対意見で書いている。

じゃあ、「今まで慎重に検討したことがあるのか」、「いつ決定するのか」という話になる。いつまで経っても議論も決定もされない。本当に重要だと思ってないのではないか。株主提案に反対するためだけに作文した反対意見ではないか。当社の自己資本を積み上げるという方針と、独禁法違反を繰り返していることの2点により、当社の資本コストは高くなっていると我々は思っている。我々はこの状況を問題視しているからこそ、資本コストの開示を求めているのである。

2. 剰余金処分（第5号議案）

我々は、これ以上自己資本と現金を増やさなくて良いでしょうと言っているだけで、減らせという提案ではない。期間利益だけ配当して欲しいと言っている。

先日、当社と議論させていただいた際、当社が保有すべき現金の規模に関し「東日本大震災発生の前後で月商の1倍程度、首都直下型の震災を想定すると月商の2倍程度の手元流動性が必要」とのことであった。株主提案への取締役会の反対意見の「売上高2か月程度の健全な手元流動性を維持すべきであると考え」とは整合している。そして、既にこの水準の手元流動性を保有している。

我々の提案は配当性向を100%とするものだが、この手元流動性を減らせということではないので、当社の方針は我々の提案と何ら矛盾しない。

当社の問題は、有利子負債を減らし続け、この3月末では7.7億円のみであること。今

後の、年間 20 億円から 30 億円の投資については、キャッシュフローが不足する場合は有利子負債を活用して欲しい。資本コストを理解してほしいというのは正にこのことであって、当社は資本コストが非常に低い有利子負債を減らし続けた、資本コストが高い自己資本を積み上げてきた、だから当社の資本コストは高くなってしまった。

7 年前の自己資本は 110 億円であったが、この 3 月末は 366 億円である。この間、自己資本は 3.3 倍になっているのに株価は 10~20% しか上がっていない。一つの理由は、自己資本を積み上げ過ぎたので、資本コストが高くなり、株式の評価が市場で低くなったから。これは資本コストの考え方の常識であり、よく理解して欲しい。

繰り返すが、手元流動性や自己資本をこれ以上増やさなくて良いだろう、と言っているだけ。これ以上やると、株価が下がってしまう、または、株価が上がらない、自己資本が増えて株価が上がらないということは、PBR が下がっていくということ。こういう現象が 2~3 年前から続いており、我々は何回も説明しているのにご理解いただけていない。

資本コストをよく理解して、これ以上手元流動性と自己資本と増やさないようにする、それが株価上昇のエンジンになるはずである。

以下、質疑応答（株主の発言者は、丸木のみ）

<質問 1：丸木> 独禁法違反：アスファルト合材に係るカルテルのリニエンシーについて

当社には、以下の通り、少なくとも 3 回、公取に自主申告できるタイミングがあった。

(ア) 平成 27 年 1 月の別件の入札談合の立入検査の時点（本件カルテルを中止した、と調査報告書にも書かれている。本件カルテルを違法行為と認識していたから本件カルテルを終了させたはず）

(イ) 別件の入札談合の摘発を受けて、平成 28 年 4 月に社内リニエンシー制度を導入した際

(ウ) 平成 28 年 9 月の本件カルテル発覚の端緒となる最初の公取の立入検査（神戸）の直後

これら 3 回の機会を逃してしまったのは、なぜか。誰の責任と考えるか。常勤監査役にお尋ねする。

<回答 1：石田取締役>

公取の排除措置命令では、遅くとも 2011/3 以降に行われていたと認定されているが、当社の調査では、2008 年の 9 社会で行われたことが判明している。2008 年の担当者は 2011 年に定年退職したため、当社としてカルテルの存在を認識できなかった。その後も 9 社会には当社の社員も出席していたが、2008 年の基本合意については知らされておらず、同業間の情報交換と認識していた。このような理由で立入り検査前にリニエンシー申告ができず、株主の皆様には大変申し訳なかった。

<回答 1：小出監査役>

9 社会にその後出席していた社員は認識していなかった。

<質問 1（続き）：丸木>

今のご説明では納得できないところがある。2011 年以降 9 社会に出席していた当社社員がただの情報交換と認識していたのであれば、今回の公取の処分についても断固戦うべきではないか。しかし、戦っていないということは、やはり当社としても犯則行為をやったとの認識だと我々は推測する。

<質問 2：丸木> 社内の情報提供者に損害賠償請求しないと決めた責任者について

平成 29 年 2 月 28 日に公取による立ち入り検査があった同日に課徴金減免申請を行い、30% の減免を得た。当社からのヒアリングによれば、当社の弁護士から「とにかくリニエンシーを取れ」ということでカルテル実行責任者に対し、損害賠償をしないと条件で公取が知らない事実等を自白させたと聞いている。当社はこれを即日に決断・実行したわけだが、誰の責任で行ったのか。

<回答 2：石田取締役>

立入検査後 3 社までが、リニエンシーの権利を取れる。FAX 1 枚を流して仮の順位を取るだけ。その当日時点では、当社として犯則事案の有無も判っていなかった。とり急ぎ、順位を取っただけ、そして 20 営業日以内に公取が把握していない情報を申告する必要があるが、そのために違反者本人から詳しく聞き取るために罰等を与えないと約束した。

<更問 2：丸木>

誰が、「情報を得るために違反者に対し責任を問わない」との判断をしたのか。

<回答 2-2：石田取締役>

当時の担当者の私が、当時の代表取締役を確認した。その後、取締役会の手続きを取った。

<質問3：丸木> 損害賠償請求について

一昨年の株主総会では、入札談合に係る課徴金 2900 万円について、誰にも損害賠償請求をしないといていた。また、本件カルテルについては、「まだ、カルテルは公取が調査中なので決まっていない」と回答されていた。

しかし、本件カルテルについては、昨年 7 月 30 日に 28.9 億円の課徴金納付命令を受けた。本年 1 月にこの命令の一部に対する取消訴訟を提起しているが、金額確定後は、当社はこの課徴金という明確な当社の損害を誰に損害賠償請求するのか。

<回答3：石田取締役>

違反者本人に対しては損害賠償請求をしないということで、情報提供していただいて、その結果として 30%の 12 億 4 千百万円の課徴金減免を得られた。

<質問3（続き）：丸木>

責任を問わないという条件で自白してもらったから、損害賠償請求できないというのがおかしいのではないか。30%の課徴金減免が取れたのだから、当社の賠償請求額も 30%減るといふことで、当社内の責任者・担当者に請求すれば良いのではないか。

早期の自白で課徴金を 100%免れたなら、当然何も請求することはないし、3割免れたなら損害賠償も 3割減らせば良い。

およそ違法行為で会社に損害を与えた場合は、会社からその実行者または責任者に損害賠償

するべきではないか。何故、本件だけしないのか、非常に疑問である。

例えば、当社とは異なり、正面から対応する会社もある。関西電力は、旧経営陣の金品受領問題で、入札指名停止処分や信頼失墜による損害に調査委員会と第三者委員会の費用も加算して、旧経営陣 5 人に対し約 19 億円の賠償請求を提訴するとのことだ。

当社は、調査でも具体的な犯則行為を特定せず、責任者名も記載されなかったし、損害賠償もしないという不十分な対応だ。

<意見 1：丸木>再発防止策について

昨年 12 月の「調査報告書」、本年 1 月の「調査報告書の提言に対する当社具体的再発防止策について」の公表後、我々はそれぞれ再発防止のための意見を文書で伝えた。

我々の再発防止策に関する意見を簡潔に言えば、犯則行為の実行責任者への損害賠償請求と、原則として同業他社との接触はしないということの 2 点である。

しかし、6 月 1 日付きで当社が公表した「再発防止策の進捗状況に関するお知らせ」によれば、「競合他社職員との会合等での接触」、「販売価格に関わる内容のメール等」について所定の書式でも報告、保管を定めるなど、同業他社と接触することを前提としている。

同業他社と接触するから、談合やカルテルが生まれる。できる限りこのような機会を無くすべき。前から申し上げているが、合弁のアスファルト合材工場も合弁を解消すべき。

再発防止策の柱は、他社との接触禁止と、独禁法違反行為の実行者と責任者に対する損害賠償請求である。

<議決権行使について：丸木>

第 2 号議案の取締役選任は、清水候補については棄権し、それ以外の取締役再任は反対する。第 3 号議案の監査役選任議案は、反対する。

<質問 4：丸木> 白票の議決権行使書の取り扱いについて

議決権行使書に賛否の印を付さない白票について、「会社提案には賛成、株主提案には反対と取扱う」と、議決権行使書に記載されている。本来は、株主の意思表示が無かったのだから、棄権とすべきだ。

100 歩譲って白票を会社提案に賛成と取扱うなら株主提案にも賛成とすべき。それが、公平な取扱いではないか。法律上は、会社が取扱いを決めれば良いことになっていることは判っている。

何故、敢えてこのような取扱いとするのか。例えば、当社が取引先と交わす契約書で、記載が無い場合は当社に有利なように取扱うこととするなんて、やるだろうか。何故、株主に対してだけ、このようなことをやるのか。白票をこのような取扱いとする理由は何か。

<回答 4：平社長>

法令上問題ないからということと、一般的な取扱いであるから。

<更問 4：丸木>

法律上問題ないのは判っている。それを理由にしないで欲しい。法律上、取扱いは会社が決

めれば良いことになっている。何故、こっちの取り扱いにしたのかとの理由を聞いている。

答えになっていない。

こういう取扱いが通例だからとのお答えについても、他所もやっているからということだろうと思う。何故、これが良い取扱いなのか、一つ一つよく考えるべき。他社がやっているからとの体質が、談合やカルテルに結び付くのではないかと疑われる。

会社提案を可決、株主提案を否決して終了。